

# IFRS industry insights

## 資源・エネルギーセクターに関する共同支配の取決めの会計処理

### 要点

- IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」は、2013 年 1 月 1 日が発効日である（EU の作成者においては 2014 年 1 月 1 日である）。
- IFRS 第 11 号は、取決めの構造だけではなく、取決めの各当事者の資産に対する権利および負債に対する義務に焦点を当てている。当該権利および義務の内容は、取決めを「共同支配企業」または「共同支配事業」として分類する基礎となる。
- 「共同支配企業」の投資者は、比例連結を使用することはできない—これは財務データおよび財務比率に影響を与える。「共同支配事業」の投資者は、資産、負債、収益および費用に対する持分を会計処理する。

### 何を変更したか？

IFRS 第 11 号は、共同支配の取決めの分類、会計および開示に関連して、資源・エネルギー業界についていくつかの重要な影響を有している。

IFRS 第 11 号は、共同支配の取決めの会計処理について新しい要求事項を規定している。IFRS 第 11 号では、共同支配の取決めを 2 つの種類に分類している—「共同支配事業」と「共同支配企業」である—それぞれ独自の会計モデルを有している。2 つの種類の取決めを区別する重要な要因は、取決めの各当事者の権利および義務の内容に基づいている。「共同支配事業」では、共同支配の取決めに対する各当事者（以下、「共同支配事業者」という）は、当該取決めの資産に対する権利および負債に対する義務を有している。一方、「共同支配企業」では、当該取決めに対する各当事者（以下、「共同支配投資者」という）は、当該取決めの純資産に対する権利を有している。

最も重要な変更のひとつは、共同支配企業を比例連結するという選択肢の廃止である。これは、共同支配企業から生じる収益および費用は、共同支配企業に対する共同支配を有する各当事者の財務諸表で個別に表示されないことを意味する。代わりに、持分法のもとで、損益計算書で単一の表示科目として純利益を表示する。同様に、共同支配企業の資産および負債は、貸借対照表で単一の純投資として表示される。一方、「共同支配事業」に対する共同支配を有する各当事者は、適切な IFRS に従って、それぞれの財務諸表の関連する表示科目内で、共同支配事業に関連する資産、負債、収益および費用に対するそれぞれの持分を個別に認識する。

そのため、共同支配の取決めが、「共同支配企業」なのか「共同支配事業」なのかは、多くの企業にとって重要な判断となり、潜在的に KPI、報酬目標および銀行取引制限条項 (bank covenants) に影響を与える。

### 共同支配の取決めとは何か？

IFRS 第 11 号は、「共同支配の取決め」を「複数の当事者が共同支配を有する取決め」と定義している。共同支配は、関連性のある活動に関する意思決定に、支配を共有している各当事者の全員一致の合意が必要とされる場合にのみ存在する。関連性のある活動とは、取決めのリターンに重要な影響を及ぼす活動である。

分類の変更は、収益、純資産および制限条項に影響を与え得る。

## どのように共同支配の取決めは分類されなければならないか？

「共同支配企業」と「共同支配事業」を区別する重要な要因は、取決めの各当事者の権利および義務の内容に基づいている。

IFRS 第 11 号では、別個のビークルが整備されていない場合、共同支配の取決めは「共同支配事業」として分類される。なぜなら、当該ビークルが存在しない場合、各当事者は、取決めの個別の資産に対する権利および個別の負債に対する義務を有しているためである。別個のビークルは、別個に識別可能な財務構造である（法的主体または法令で認知された主体を含むが、取決めが法人格を有しているかどうかは問わない）。当該分析は、IAS 第 31 号の適用とおおむね一貫している。

別個のビークルの存在は、概して各当事者と共同支配の取決めの分離が達成できるように設計されており、資産に対する権利および負債に対する義務ではなく、別個のビークルの純資産に対する持分を与える。

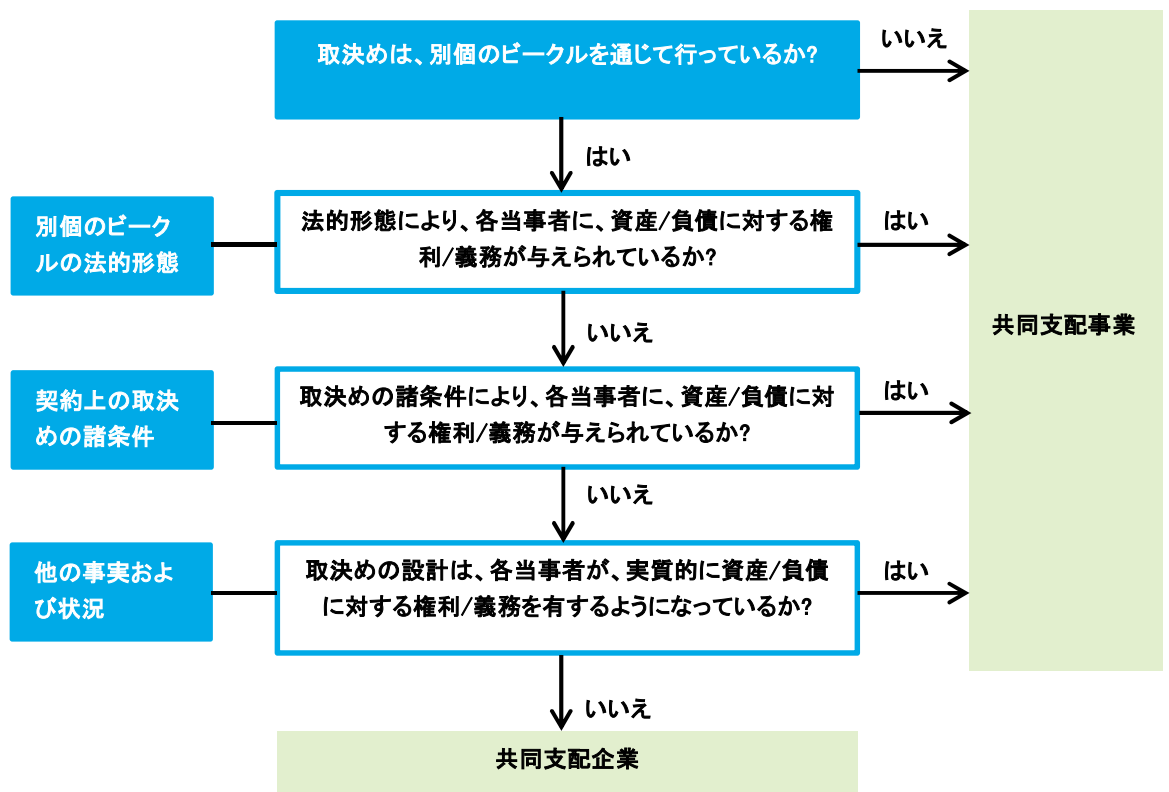
しかし、IAS 第 31 号からの変更で、法的主体または構造に基づく区別は、それ自体として、分類を決めるものではない。IFRS 第 11 号は、構造に基づき派生した、法的形態、契約上の諸条件、または他の事実および状況によって分離される取決めを定めている。多くの場合、別個のビークルの法的形態が各当事者に与える権利および義務は、各当事者間の契約上の取決めと一致している。そうである場合、取決めの各当事者が、純資産に対する持分（資産および負債に対する直接の持分ではなく）を有していることを証明しているため、共同支配の取決めは、「共同支配企業」であるという最初の指標になる。

他の場合において、契約上の取決めは、法的形態が各当事者に与える権利および義務を修正し、取決めの資産および負債に対する直接の持分を与えることになる可能性がある。例えば、別個のビークルが共同支配の取決めの資産および負債を保有するために設立され、関与している各当事者が取決めの資産の経済的便益の「ほとんどすべて（substantially all）」に対する権利を有しており（例えば、各当事者が取決めの産出物のすべてを購入することを約束している）、各当事者が、取決めの事業に貢献しているキャッシュ・フローのほぼ唯一の源泉である場合、一般的に取決めは「共同支配事業」であることを示している。しかし、共同支配の取決めが、第三者から事業のキャッシュ・フローを生み出すことが可能な場合、共同支配の取決めが需要、在庫および信用のリスクを引き受けることになるため、「共同支配企業」であることを示している。

ビークルが、自立的なものと考えられ、そのため、「共同支配企業」と考えられるかどうか、または、他の情報（取決めの法的形態および契約上の諸条件が含まれるが、これらに限らない）により、「共同支配事業」と考えられるかどうかを決定するために、通常は詳細な分析が要求される。

IFRS 第 11 号は、共同支配の取決めの分類において考慮すべき要因について、以下のガイダンスを提供する。

共同支配の取決めを分類する際に、他の事実および状況を考慮するのは重要である。



## 「共同支配事業」の分類について重要な考慮事項は何か？

- **権利および義務：** 資産に対する権利および負債に対する義務の両方が必要となる。
- **ほとんどすべて(Substantially all)：** 各当事者は、「ほとんどすべて」の資産に対する権利を有し、キャッシュ・フローの「ほぼ」唯一の源泉である必要がある—一般的には 90%以上を意味すると推定される。
- **産出物：** 産出物を購入する権利、見込みおよび(または)意図は、共同支配の取決めの負債に対する義務として十分ではなく、各当事者からのキャッシュ・フローが負債にあてる主要手段であることを証明することが必要である。
- **保証：** 取決めの負債に対する保証は、義務として十分ではない。
- **現金支出の要請(Cash call)：** 現金支出の要請の内容によっては、義務になる可能性がある。例えば、
  - 取決めに対する資金の主要な継続的源泉を提供する現金支出の要請は、義務であることを示している。
  - 不足の場合のみ、資金を提供する現金支出の要請は、義務であることを示さない。
- **判定期間：** 取決めのすべての期間およびすべてのフェーズにおいて、判定する必要がある。

## 資源・エネルギーセクターにおける実務上の例示は何か？

IFRS 第 11 号の主要な課題のひとつは、基準書に従って適切な会計処理を行うために、各共同支配の取決めの事実および状況の慎重な検討が要求されることである。その結果、「境界線」またはベンチマークはなく、どのように分類するか判断に基づいて、各取決めに對して、基準書の原則を適用することが問題となる。

以下の表は、資源・エネルギーセクターについて、セクター特有の実務上の検討事項の適用およびその影響を示す設例をハイライトしている—これらは包括的または確定的であることを意図しておらず、基準書によって要求される分析に役立つことを意図している。

共同支配の取決めの特徴	検討事項	影響
<b>設例 1</b> <b>取決めの構造</b> 石油・天然ガス田の生産物分与契約	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 取決めは、別個のビークルを通じて組成されているか？</li> <li>• どのように産出物が共有されるか？</li> </ul>	別個のビークルを通じて組成されていない取決めは、「共同支配事業」として分類される。 例：企業(A)および政府(G)の間の生産物分与契約(PSA)において、Aは80%のワーキング・インタレストを有しており、運営担当者である。Gは20%のワーキング・インタレストを有しており、関連性のある活動(全員一致の合意を要求する)に対する主要な意思決定について投票する権利を有している。PSAの諸条件の下で、Aはすべての探査リスクを負っている。探査が成功し、生産が開始されると、Aは生産された石油を売却し、次の権利を与えられる。i) 売却を通して資本支出および事業支出の持分を回収し(コスト・オイル)、ii) その後、PSAに述べられているワーキング・インタレストと一致して、プロフィット・オイルにおける収益を、Gと80対20に分配する。 共同支配事業に対する共同支配を有する各当事者は、契約に定められた権利および義務に従って、資産、負債、収益および費用の各持分を認識する。
<b>設例 2</b> <b>取決めの目的</b> 鉱業において、100%の産出物が、固定価格で購入するという株主の利益のためである場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 契約は、株主が、取決めに對する資産に対する権利および負債に対する義務を有していることと特定しているか？</li> <li>• 特定していない場合、どのように取決めに運營するか(取決めの産出物の共有を含む)について、関連する他の事実および状況が存在するか？</li> </ul>	法的主体の中の共同支配の取決めの活動が、株主へ産出物を提供するために設計されている場合、オフテイク契約の存在が、共同支配の取決めの資産および負債に対する直接の持分を与えるかどうかを証明する必要がある。 各当事者が、固定価格で共同支配の取決めの産出物を購入する権利または意図を有している場合、各当事者が取決めの負債に対する義務を有していることを証明するのに十分な状況ではない。権利だけでは、各当事者は当該固定価格で産出物の一部または全部を購入しないことを選択できる。その場合、第三者への売却が各当事者の意図でなくても、共同支配の取決めは、市場価格で第三者に産出物を売却し、負債を決済するために当該収益を使用することができる。 その結果、取決めは、固定価格でほとんどすべての産出物を各当事者に供給するという目的および設計のために設立されたかもしれないが、他の事実および状況の分析によって、「共同支配事業」であるという結論を導くためには、各当事者は、ほとんどすべての産出物を購入し、義務を支払うために使用されるほとんどすべてのキャッシュ・フローの源泉となることを義務付けられなければならない。そのような義務がなければ、共同支配の取決めが、第三者への売却からの現金の他の潜在的な源泉を有している(または有していたかもしれない)という可能性があるため、各当事者は、共同支配の取決めの権利および義務ではなく、純資産に対する持分を有している—「共同支配事業」ではなく「共同支配企業」として分類することを裏付ける。
<b>設例 3</b> <b>所有持分と取決めから生じる利益の調整</b> 電力および公共事業におけるオフテイク間「不均整な産出物」の影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 取決めにおける所有持分と各当事者間の産出物の比率にミスマッチが存在するか？</li> <li>• 所有持分に比べて、多い／少ない産出物の持分を補償することを裏付け得る、各当事者による取決めから生じる利益を説明するために、どのような他の事実および状況が存在するか？</li> </ul>	ミスマッチが存在する場合、どのように各当事者が、取決めにおいてそれぞれの利益を得て、リスクにさらされているかを理解するために、取決めおよび事業の本質を調べる必要がある(例えば、資本投資または負債投資に対する優先配当または利息の支払いを通してしているかなど)。その後、取決めの運営から生じる権利および義務を会計処理する必要がある。それは、単に所有持分または産出物の持分を検討するよりも複雑である可能性がある。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (英国の法令に基づく保証有限責任会社) のメンバーファームおよびそれらの関係会社 (有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む) の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,100 名の専門家 (公認会計士、税理士、コンサルタントなど) を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト ([www.tohmatsu.com](http://www.tohmatsu.com)) をご覧ください。

**Deloitte** (デロイト) は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 カ国を超えるメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 名におよぶ人材は、“**standard of excellence**” となることを目指しています。

**Deloitte** (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (英国の法令に基づく保証有限責任会社) およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつあるいは複数指します。デロイト トウシュ トーマツ リミテッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細は [www.tohmatsu.com/deloitte/](http://www.tohmatsu.com/deloitte/) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**

© 2013 For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.